

入金おまかせサービス ゼウス加盟店規約

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 申込みから本サービスの開始(第4条～第9条)

第3章 本サービスの提供(第10条～第15条)

第4章 利用料の支払(第16条～第20条)

株式会社ゼウス(以下「ゼウス」といいます)は、入金おまかせサービス ゼウス加盟店規約を定め、これに基づき入金おまかせサービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

第1章 総則

第1条 (定義)

本規約における用語の定義は、以下の各号のとおりとします。

(1) 加盟希望者

自らのインターネット上のサイトにおいて電子商取引を行い、若しくは行う予定のある個人又は法人その他の団体で、本規約を承認の上、本規約及び共通規約に基づく契約(以下「本契約」といいます)をゼウスに申込み、本規約に基づいてゼウスと本契約を締結していない方をいいます。

(2) 共通規約

本契約に適用される一般条項を定めた「ゼウス決済サービス共通規約」をいいます。

(3) 加盟店

サービスの利用をゼウス所定の方法で申込み、ゼウスが承諾した個人又は法人その他の団体をいいます。

(4) 加盟店サイト

加盟店が開設したインターネットを利用した仮想店舗のうち、本サービスを導入した仮想店舗をいいます。

(5) 購入者

加盟店による本サービスの利用を通じて、商品を購入することを希望する者をいいます。

(6) 商品

加盟店による本サービスの利用を通じて、購入者に販売される物品、サービス等をいいます。

(7) 提携先ネット銀行

ゼウスが本サービスを提供するために提携しているネット銀行をいいます。

(8) 振込入金専用口座

購入者が主に提携先ネット銀行以外から振込みを行う際に発行される申込単位で割振られた仮想入金口座をいいます。

(9) 口座有効期限

加盟店がゼウスへの申込み時に設定するゼウスが購入者からの入金を受付ける期限をいいます。

(10) 申込代金

購入者が商品申込み時に振込むべき金額として指定された代金をいいます。

(11) サービス開始日

ゼウスが加盟店に対して本サービスにおけるシステムの本稼動設定を行い、加盟店において本サービスの利用が可能となった日をいいます。

(12) 起算日

サービス開始日の属する月の翌月 1 日をいいます。

(13) 開設契約金

加盟店が本サービスの利用を開始するためのシステム設定その他の事務処理に必要な費用として加盟店に発生する料金をいいます。

(14) システム利用料

本サービス(加盟店向け売上管理ページ、ユーザーサポート業務を含みます)の利用料金として、起算日以降、加盟店が本サービスを利用する期間に対して固定の金額で加盟店に発生する料金をいいます。

(15) 売上処理料

本サービスにおけるデータ処理費用として、本サービス開始日以降、申込データ 1 件単位で発生する料金をいいます。

(16) 取引手数料

本サービスにおける取引費用として、サービス開始日以降、購入者の振込代金に取引手数料率を乗じ算出される料金をいいます。

(17) 振込代金

加盟店への支払が確定した購入者の商品申込みについて、購入者が実際に振込んだ代金をいいます。

(18) 支払代金

ゼウスが購入者による振込代金から利用料を差引き加盟店に対して支払う代金をいいます。

第 2 条 (サービス内容)

ゼウスが加盟店に対し提供する本サービスとは、提携先ネットバンクが提供するサービスにより、購入者による商品購入の申込みに対して、申込金額と一致する入金が行われたかを照合(以下「消し込み」といいます)し、当該消し込み結果を加盟店に通知する業務を本規約に定める条件に従って代行することをいいます。なお、以下のとおり、購入者が提携先ネットバンクからの振込みを行うか否かにより本サービスの提供方法は異なります。

(1) 提携先ネットバンクからの振込みの場合

ゼウスが、購入者の商品購入の申込情報を引き継ぎ、さらにゼウスから提携先ネットバンクに引き継いで、購入者が保有する提携先ネットバンク口座よりゼウスの指定する提携先ネットバンク口座へ振込ませる方法になります。なお、申込みから消し込みまでを 24 時間リアルタイムで提供します。

(2) 主に提携先ネットバンク以外の金融機関からの振込みの場合

ゼウスが、購入者の商品購入の申込情報を引き継ぎ、申込みごとに個別に口座有効期限付の振込入金専用口座を購入者に提示し、個別に発行された振込入金専用口座に振込ませることで、消し込みを行う方法になります。なお、消し込みは、前号と異なり、提携先ネットバンク以外の銀行の営業時間内で提供します。

第 3 条 (業務委託)

加盟店は、ゼウスに対して、次の各号の業務について委託し、ゼウスは、これを受託し、善良なる管理者の注意をもって本サービスの提供として受託した業務を処理します。

(1) 本サービスに関わるシステム設定業務並びに維持及び保守業務

(2) 加盟店向け売上管理ページの提供及び保守業務

(3) 本サービスに関わる購入者に対するユーザーサポート業務

(4) 加盟店及び購入者の情報保全措置に関する業務

(5) 消し込み業務及び加盟店に対する消し込み結果通知業務

(6) 支払代金を加盟店に対し支払う業務

第 2 章 申込みから本サービスの開始

第 4 条 (契約成立及び本サービス開始時期)

- 加盟店となって本サービスの提供を受けようとする者(以下「加盟希望者」といいます)は、ゼウス所定の方法により、ゼウスが要求する情報をゼウスに対し提供するものとし、ゼウスがこれに対して加盟店に通知することにより、申込時に特定された日付に遡って、本規約が適用されます。
- 本サービスの利用の開始は、ゼウスが、システムの設定を完了し、加盟店より第 5 条(加盟店サイトの構築及び維持)第 4 項の通知を受けた後とします。
- 前項のシステムの設定は、加盟店がゼウスに対し契約にあたり必要な料金を支払い、システムの設定に必要な情報を提供した後に行うものとします。

第 5 条 (加盟店サイトの構築及び維持)

- 加盟店は、自らの責任と費用をもって加盟店サイトを構築し、購入者に対して継続的に電子商取引の申込みを誘引します。
- 加盟店は、加盟店サイトを構築、運営するにあたり、ゼウス所定のシステム設定(第 6 条(口座有効期限の設定)の口座有効期限の設定を含みます)を行い、維持します。加盟店サイトの設定がゼウス所定のものと異なる場

合、ゼウスは、本サービスについて責任を負いません。

- 3.加盟店は、前項の設定、維持にあたり、その作業を委託契約、請負契約等により自己に代わって第三者に行わせようとする場合は、自らの責任と費用をもってこれを行わせるものとし、ゼウスは、一切これに関与するものではなく、何ら責任を負いません。
- 4.加盟店は、本サービスの利用を開始するにあたり、正しく本サービスが利用できるかを確認(以下「テスト決済」といいます)し、ゼウスにその結果を通知します。加盟店がゼウスに対して問題なく本サービスを利用できる旨の通知を行った場合又はテスト決済が可能となった日から 14 日が経過した場合、ゼウスは、加盟店サイトとシステムの設定を原因とした不具合に責任を負いません。
- 5.本条の規定にかかわらず、加盟店は、提携先ネットバンク及びゼウスが事前に承諾した場合に限り、加盟店サイトを特定することなく本サービスの申込みを行うことができ、加盟店サイトを構築、運営することなく本サービスを利用することができます。その場合、加盟店及びゼウスは、本条及び第 9 条(広告及び販売の方法)に定める、加盟店サイトに関する義務が加盟店に適用されないことを、相互に確認するものとします。

第 6 条 (口座有効期限の設定)

- 1.加盟店は、購入者からの商品購入申込みに対する申込代金の口座有効期限をゼウス所定の範囲内で設定することにより、振込待機の期間を限定します。また、ゼウスは、当該口座有効期限内において購入者からの代金の入金を処理できるものとします。
- 2.加盟店は、購入者からの申込みに対する入金未処理分の増加を防止するため、前項で設定された口座有効期限内において購入者向け期限を設定するものとし、購入者に対しては当該購入者向け期限を振込取扱い可能期限として加盟店サイト上に記載する方法その他適切な方法で通知します。
- 3.加盟店は、申込みに対する口座有効期限を設定する場合、ゼウス所定の手続きによりゼウスに通知します。ただし、加盟店が口座有効期限設定の通知をしない場合、ゼウスは、口座有効期限及び購入者向け期限をゼウス所定の期日に設定できるものとし、加盟店は、当該設定に対し、異議を申し出ないものとします。

第 7 条 (加盟審査)

ゼウスは、加盟希望者及びその者が運営する加盟店サイトについて、商品及び加盟店サイト上の表記等の審査を行うものとし、加盟希望者に対し本サービスの提供の可否を通知します。この場合において、ゼウスは、本サービス提供不可とするときは、加盟希望者に対し、本サービス提供不可とする理由を通知する義務を負いません。

第 8 条 (取扱商品)

- 1.加盟店は、以下のいずれかに該当する商品を取扱うことはできません。
 - (1)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、ワシントン条約その他の法令の定めに違反するもの
 - (2)第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、又はそのおそれのあるもの
 - (3)提携先ネットバンク、ゼウス又は第三者を誹謗・中傷し、又は差別するおそれのあるもの
 - (4)公序良俗に違反するもの
 - (5)その他提携先ネットバンク又はゼウスが不適切と判断したもの
- 2.加盟店は、取扱う商品が監督官庁その他の公的機関の許認可・届出を要する場合、本サービスを利用して当該商品を販売する前に、これらの許認可・届出を行うものとします。

第 9 条 (広告及び販売の方法)

加盟店は、加盟店サイトで購入者に対して商品の販売を行うにあたり次の各号の事項を遵守します。次の各号の事項に関してゼウスから訂正又は削除の要求がある場合は、加盟店は、直ちにこれに従うものとします。

- (1)電気通信事業法、特定商取引法、割賦販売法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法その他関連諸法令の定めに違反しないこと。
- (2)購入者の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと。
- (3)特定商取引法の遵守及び安全なインターネット取引のために、次の各号の表示をすること。
 - ① 加盟店の住所又は所在地、屋号又は商号、電話番号及び電子メールアドレス
 - ② 責任者名及び責任者への連絡方法
 - ③ 商品の金額、送料その他必要とされる料金
 - ④ 商品の引渡時期又は提供時期
 - ⑤ 商品の返品・取消に関する説明(返金手数料を購入者に負担させる場合、その旨の記載)

- ⑥ 振込先口座名義がゼウス名義となる旨の説明
- ⑦ 入金に関する問合せ先としてゼウスの名称・問合せ用電話番号・メールアドレス
- (4) 購入者に対して加盟店サイト上における商品販売の詳細を示す、以下の各号の事項を明示すること。
 - ① 加盟店と購入者の間で生じる契約の成立時期
 - ② 加盟店が加盟店サイトで取り扱う商品の具体的な内容及びその価格
 - ③ 購入者の支払時期と加盟店の商品提供時期
 - ④ 加盟店サイトで行う電子商取引に瑕疵があった場合の対応
 - ⑤ その他提携先ネットバンク又はゼウスが必要と認める事項
- (5) 加盟店は、ゼウスが要求した場合、購入者に対して、加盟店サイト上の購入者が容易に認識できる場所に、ゼウスが指定する形式で、銀行法上要求される以下の事項を表示すること。
 - ① 銀行法で定める電子決済等代行業者(以下「電子決済等代行業者」といいます)であるゼウスの商号及び住所
 - ② 電子決済等代行業者としてのゼウスの権限に関する事項
 - ③ 電子決済等代行業者としてのゼウスの損害賠償に関する事項
 - ④ 電子決済等代行業者としてゼウスが行う業務に関する購入者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
 - ⑤ ゼウスが電子決済等代行業者として行う業務を銀行が営むものではないこと。
 - ⑥ ゼウスの電子決済等代行業者としての登録番号
 - ⑦ 購入者が支払うべき手数料、報酬もしくは費用の金額もしくはその上限又はこれらの計算方法
 - ⑧ 電子決済等代行業者としてゼウスが業務を行う場合において、指図に係る為替取引の額の上限を設定しているときには、その額
 - ⑨ 購入者との間で継続的に本サービスを提供する場合には、契約期間及び中途解約時の取扱(手数料、報酬又は費用の計算方法を含みます)
 - ⑩ 購入者から当該購入者に係る識別符号等を取得して本サービスの提供を行う場合には、その旨
- (6) その他法令等により表示が義務づけられた事項又は提携先ネットバンク若しくはゼウスが必要と判断する事項を明示すること。

第3章 本サービスの提供

第10条 (提携先ネットバンクからの振込決済)

ゼウスは、提携先ネットバンクからの振込みを希望する購入者が、商品購入申込みを行い、ゼウスの確認ページを経由したうえでリンクされた提携先ネットバンクページにおいて当該申込みに対する入金が完了した場合、その時点で購入者による商品購入代金の支払は完了したものとし、購入者及び加盟店に対し当該結果を通知します。また、当該購入者からの申込み後、入金が正常に完了しなかった場合、購入者及び加盟店に対し、当該結果を通知します。

第11条 (提携先ネットバンク以外の金融機関からの振込決済)

ゼウスは、提携先ネットバンク以外の金融機関からの振込みを希望する購入者が、ゼウスの受付ページにより申込みが完了し、当該申込みに対し提示された振込入金専用口座に対する入金を行った場合、申込情報と入金情報を消し込み、当該消し込み処理を行った結果を、ゼウス所定の方法により、以下の分類に従って加盟店に対し通知します。

- (1) 購入者が、口座有効期限内に過不足なく申込代金を振込んだ場合は、入金済となった旨(以下「入金済」といいます)。なお、当該振込時点で購入者による商品購入代金の支払は完了するものとします。
- (2) 購入者が、口座有効期限内に振込んだが申込金額と一致していない振込みが行われた場合、口座有効期限後に振込みが行われた場合等、入金は行われたが、何らかの条件を満たしていない場合は、条件に従つた入金が行われていない旨(以下「条件不足入金」といいます)。

第12条 (加盟店の対応業務)

1. 加盟店は、前条の条件不足入金の場合又は入金済の場合においてキャンセルその他の理由により購入者に対し返金するときは、ゼウスから加盟店への支払日前であっても、速やかに購入者への対応を行うものとします。なお、加盟店は、購入者に対する返金処理にあたり購入者から返金手数料を取得する場合、合理的な手数料

を設定し、加盟店サイト上にこれを明記する方法その他適切な方法で購入者に通知します。

2.加盟店は、ゼウス所定の一定の条件のもとで条件不足入金による購入者への振込内容確認業務及び確認結果に基づく購入者への返金業務をゼウスに委託します。なお、ゼウスで返金しないことと確定した時期を購入者からの入金日とみなし、加盟店への支払を行うものとします。

第 13 条（禁止行為）

加盟店は、本サービスを受けるにあたり、以下の行為を行ってはなりません。

- (1)本規約その他ゼウスから提供されたサービスにおける契約に違反する行為
- (2)本サービスを悪用する行為
- (3)本サービスを他のサービスと比較して不利益に扱う行為
- (4)提携先ネットバンク及びゼウスに対する重大な背信行為
- (5)他の加盟店の本サービス利用を妨害する行為
- (6)本サービスの利用にあたりゼウス所定のシステム設定と異なるシステム設定をする行為

第 14 条（審査及び調査）

- 1.ゼウスは、本サービス開始後において加盟店サイトの定期的な審査を行うものとし、当該審査の結果、加盟店サイトを不適切と判断した場合、加盟店に対し、修正及び削除等の要請により是正することを促すことができます。
- 2.提携先ネットバンク又はゼウスは、第 13 条(禁止行為)に該当する行為に関し調査することができるものとし、加盟店に対し調査協力要請及び適当な措置を請求することができます。
- 3.加盟店は、前二項に基づく協力要請及び是正措置に対し直ちに協力及び是正するものとし、自己の責任と費用をもってこれに応じなければなりません。

第 15 条（非保証）

- 1.ゼウスは、加盟店に対し、本サービスを提供するにあたり、申込みを行った購入者本人が入金を行っていること並びに購入者の身元及び年齢の真実性を加盟店に保証するものではありません。
- 2.ゼウスは、加盟店に対し、購入者による申込情報に合致した入金が現実になされることその他提携先ネットバンクによる入金情報の真実性を保証するものではありません。

第 4 章 利用料の支払

第 16 条（支払代金）

- 1.ゼウスは、本サービスによる購入者からの振込代金を、第 17 条(利用料)第 1 項に規定する売上処理料、取引手数料その他ゼウスと加盟店が差し引くことに合意した料金を差し引いた上で、加盟店に対して支払うものとします。
- 2.ゼウスは前項の金額を、別途定める振込日に加盟店の指定する金融機関口座に振込みます。なお、振込手数料は別途ゼウスが指定する当事者が負担し、振込日が金融機関休業日にあたった場合はその翌営業日を振込日とします。

第 17 条（利用料）

- 1.加盟店は、本サービスの対価として、本サービスに関して別途合意した金額・方法に従い、ゼウスに対して次項に定める開設契約金、システム利用料、売上処理料、取引手数料その他ゼウスと合意し支払うものとされた料金を支払います。
- 2.開設契約金、システム利用料、売上処理料及び取引手数料の発生時期は次の各号のとおりとします。
 - (1)開設契約金 第 7 条(加盟店審査)に基づき、加盟店審査の結果、本サービスの提供が可能と認める旨の通知をゼウスが加盟店に対して行った日。本サービス導入のためのシステム設定前に解約・解除になった場合でも当該料金は返還されません。
 - (2)システム利用料 起算日以降。月の途中でサービスの提供が終了した場合、月末までの当該料金は返還されません。
 - (3)売上処理料 サービス開始日以降。なお、加盟店への支払が確定した後、何らかの理由により申込データが取り消された場合、当該料金は返還されません。

- (4)取引手数料 サービス開始日以降。なお、加盟店への支払が確定した後、何らかの理由により振込代金の取消しが行われた場合、当該料金は返還されません。
- 3.加盟店は、本契約の最初の更新を行う前に中途解約を行う場合は、最初の更新までに支払うべきシステム利用料を支払うこととします。
- 4.本契約が中途解約又は解除される原因が加盟店にある場合、ゼウスは既に受領した開設契約金及びシステム利用料については、加盟店に返還しません。
- 5.加盟店は、ゼウスに対する利用料の支払につき生じる銀行の振込手数料その他費用及び消費税その他公租公課につき負担します。

第 18 条（弁済の充当）

- 1.加盟店がゼウスに対し本規約に基づく契約における金銭債務について不履行が生じている場合、ゼウスは第 16 条(支払代金)第 1 項で支払う金額から不履行が生じている債務の弁済に充当することができます。
- 2.加盟店が本サービス以外のサービス(以下「他サービス」といいます)についてゼウスと契約を締結している場合において、加盟店はゼウスが以下の各号に定める弁済の充当をすることについて了承するものとします。
- (1)他サービスにおける加盟店のゼウスに対する金銭債務について債務不履行が生じているときは、ゼウスは、第 16 条(支払代金)第 1 項においてゼウスから加盟店に支払われる金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。
- (2)本規約に基づく契約における金銭債務について債務不履行が生じている場合、他サービスにおいてゼウスから加盟店に支払われる金額から不履行が生じている債務の弁済に充当すること。

第 19 条（明細書）

- 1.ゼウスは、加盟店への振込み又は請求が発生した月について、ゼウス所定の期日に加盟店に対する支払代金等の明細書をゼウス所定の方法により送付します。ただし、明細書を送付したにも関わらず宛先不明等の理由により加盟店に到達しなかった場合、当該明細書は通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 2.宛先不明等の理由により明細書が 2 ヶ月連続して加盟店に到達しない場合、次月以降の明細書については送付を留保することができます。この場合、ゼウスは明細書を送付しなかったことについて何ら責任を負いません。
- 3.ゼウスは、明細書について加盟店から再送付の請求があった場合、当該明細書を有料にて送付します。

第 20 条（その他）

加盟店及びゼウスは、本規約に定めるほか、共通規約の規定に従うものとします。

付則

2022 年 6 月 1 日 改定
2021 年 12 月 1 日 改定
2007 年 7 月 1 日 制定